

「家族の崩壊」と虐待防止法

——日米配偶者間暴力・児童虐待統計を素材に

小 島 伸 之

はしがき

一九八五（昭和六〇）年、社会心理学者・文化人類学者の我妻洋は、その著『家族の崩壊』において、当時「日本にまだあまり知られていないアメリカ社会の病理的側面」として、離婚・非嫡出子の増加、児童虐待、妻に対する夫の暴力行為、校内暴力などの「異常現象」を紹介した。⁽¹⁾同時に我妻は、「世界のどこの社会でも産業化と都市化が進めば、その社会本来の伝統的な価値観や慣習や、物の考え方感じ方、人間のあり方などが「近代化」して同じようになる」という社会進化論の延長としての「収斂理論」を批判し、「私は日本の家族が変わらないなどというつもりはない。現に変わりつつあり、これからも変化するに違いない。だがそれは日本家族の「アメリカ化」ではありえない」と主張していた。⁽²⁾

我妻がアメリカにおける「家族の崩壊」を紹介してから一五年を経た二〇〇〇（平成一二）年、日本においても、

「児童虐待の防止等に関する法律」と「ストーカー行為等の規制に関する法律」が議員立法により、かつ全会一致で成立した。二〇〇一（平成一三）年には「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」が、二〇〇五（平成一七）年には、「高齢者の虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」が、二〇一一年には「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」が、同様に議員立法により、かつ全会一致で可決成立している。

これらの立法は、すべて主としてアメリカの先行事例に学ぶ形で我が国において制定されたものである。アメリカでは、州法として最初の児童虐待通告法が一九六三年⁽³⁾に、連邦法である児童虐待防止法（Child Abuse Prevention and Treatment Act: CAPTA）が一九七四年⁽⁴⁾に、州法として最初のドメスティック・バイオレンス防止法が一九七六年⁽⁵⁾に、連邦法である女性に対する暴力防止法（Violence Against Women Act: VAWA）が一九九四年⁽⁶⁾に、州法として最初のストーキング禁止法が一九九〇年⁽⁷⁾に、州を跨いだストーキング行為を保護命令の対象に含める女性に対する暴力防止法改正が一九九六年⁽⁸⁾に、州法として最初の高齢者と障害のある成人の虐待通告を目的とした成人保護サービス法が一九七三年⁽⁹⁾に、高齢者虐待防止に関する規定を追加した高齢アメリカ人法（The Older Americans Act）改正が一九九二年⁽¹⁰⁾に、それぞれ日本に先行して成立している。

家族に関する「異常現象」への法的対応のカタログに関する限り、今日の日本はまさに「アメリカ化」しているといつてよい。こうした状況はどのように捉えられるべきなのであろうか。

一 現代社会と虐待防止法

このような動きをマクロな視点で説明する理論がいわゆる「法化」論である。家族をめぐる法化について、巻口

勇一郎は「現在のわれわれの社会のような機能分化した社会では、諸個人が緊密で親密な関係を取り結ぶ集団には家族をこえるような大きなものはや存在しないが、家族のもつ個人に対する統制力は疑いもなく減少している。アノミーやエゴイズムといった俗悪な社会環境が家庭にまで進出し、ドメスティック・バイオレンス(DV)、子の親に対する家庭内暴力、親による児童虐待、引きこもり、少年非行、薬物中毒などの家庭病理が生ずる。他方、国家法は、家族問題に関する規制の機能を発揮するにはあまりに疎遠で非人格的である。しかし、家族における規制は、物理的強制を伴う非人格的な法による傾向がますます強くなっている。家族における規制は、社会秩序の法化¹¹⁾家族機能の外部化である」と述べている。

振り返ってみれば、近代国家は社会における権限を集中させた主権国家として立ち現れたが、中間団体や私的領域の自律性が全く否定されたわけではなく、むしろ私的自治は近代民法における原則とされ、罪刑法定主義など近代刑事法の原則もまた、権力的介入の謙抑を旨とするものであった。近代化を論じる一九世紀の社会学において、人間の基本的な人格形成に重要な役割を果たす「ゲマインシャフト」(テンニース)・「第一次集団」(クーリー)の典型として、常に掲げられたのは家族であった。近代化が「ゲマインシャフトからゲゼルシャフトへ」の動態であったとしても、近代社会は「ゲマインシャフトとゲゼルシャフト」という二元的構造において成立していたのであり、家族をはじめとする前国家的部分社会は近代社会の基盤と措定されていた。したがって、近代自由主義国家において、「家庭は「市民的自由の砦」と観念」され、家族に対する権力的介入は「緊急やむを得ない場合」に〈補充的(subsidiary)〉に行われるもの¹²⁾であった。

しかし、「家族の崩壊」という認識が一般化することで刑事法の謙抑性の緩和と福祉行政的介入の必要性が唱えられ、家族における虐待に関しては「被害防止の必要性が強く求められる中で、近年では、実害の発生を待つので

はなく、より早期の段階で権力的な介入をする法制が設けられてきている⁽¹³⁾。一方、「法は家庭に入らず」を打破し、法が家族の中から個人を救い出すことは、必然的に法が既存の家族関係を毀損することを意味し、また究極的には法の前提する理念によって私的関係を一元化し、多元的価値の自由を侵害することにもつながる。

こうして、私的領域に対する法的介入の補充性緩和が進む一方、「同時に、個人の自己決定や自主的相互交渉、各種の社会的な関係・組織・団体の自己規律を尊重すべきだとする考えも強まり、国家や自治体が一定の行動基準を画一的に強制したり、たとえ善意であっても一方的な判断で私的活動や個人生活に介入したりすることに対する批判も高まっており、「法治」の限界・弊害が問題にされるようになり、「非法治」も説かれる⁽¹⁴⁾状況にある。

「法治」の限界を人間関係との関係で考えるならば、法は既存の人間関係を補強することや切断すること、人間関係形成の契機を創出することが可能であっても、人間関係そのもの―信頼や愛―を形成することは出来ないということが挙げられよう⁽¹⁵⁾。そして、「法治」の弊害とは幾何学的で一面的な価値により、繊細で有機的な人間関係を解体する点にある⁽¹⁶⁾。つまり、人間関係の「機微に触れる」私的領域に対する法的規制には、「その規制に伴う副作用」が存在する⁽¹⁷⁾。警察庁「ストーカー規制法運用上の留意事項」に、同法が規制する行為の中には「日常生活において容易に行われやすいものも含まれており、法の運用いかんによっては人権侵害との非難を受けるおそれがあるため、法の適切な運用に留意すること」という一文が記されていることは、この「副作用」のリスクを端的に示すものである⁽¹⁸⁾。

なお、私的領域に関する介入法を論ずる際、刑事法的介入と福祉法的介入を二分的に捉え、両者の異質性を前提に、前者の謙抑と後者の積極を説く議論も少なくない⁽¹⁹⁾。両者の異質性を議論の前提にする必要があることは当然であるが、同時に、刑事法的介入も福祉行政的介入も私的領域への公権的介入であることに関しては共通の性格を有

するとという側面は軽視されてはならないだろう。私的領域に対する法的介入は、「夫婦間の」冗談（ユーモア）、しつけ（名目での暴力）という加害者に典型的な二重道徳や勝手な正当化（多元的価値や個別的な状況の定義）を、応なしに法が一元化することを意味する⁽²⁰⁾。社会国家的な福祉理念に基づく行政的介入であるとしても、「これが機能しうるのは保護する者に対する信頼が確保されている限りにおいてなのであって、信頼の基礎が失われれば「保護」は刑罰にも劣らぬ自由の抑圧となる」⁽²¹⁾ことにも注意が払われねばならない。

しかし、戦前の社会国家的警察行政の経験に対する強い不信と批判を前提とした戦後の我が国において、私的領域に生じる逸脱状況への刑事法的対応が過度に消極的であった傾向が見られたことも事実である。また刑事法的事後処罰による対応のみを是とし行政的事前介入を専ら否定することは、「事前介入による自由への侵害を防ぐことを意図するものであるが、同時に被害発生まで待つことと個々人に被害が生ずる事態を受け入れることを意味する」⁽²²⁾が、被害発生に高度の蓋然性が存する場合にも常に事前介入を否定することは不条理であろう。

このように、私的領域介入法をめぐって、被害者の保護や加害者に対する適切な処罰の必要性という価値と多元的価値や自由の尊重という価値が鋭く対立する。私的領域における逸脱状況の深刻化が一般的に進んでいるのに法的介入をためらうのなら《信頼が安全を毀損する》ことになり、一方、逸脱状況の深刻化が進んでいない状況で法的介入を進めるのであれば、《安全が信頼を毀損する》ことになる。

右を前提に考えれば、虐待防止法カタログの「アメリカ化」の評価は、現代日本の「家族の崩壊」状況をどのように理解するかによって異なることになろう。近年の日本社会における「家族の崩壊」の深刻化がアメリカ同様に進んでいると解するならば、「副作用」の存在を前提にしても法的積極対応は肯定的に捉えられ、そうでないならば、「副作用」の弊害が無視できないことになり、私的領域に関する介入法の拡充には慎重な態度が必要となる。

では、我が国の家族は我妻の予見に反して「アメリカ化」しているのであろうか。

本稿においては、関連するいくつかの点に絞り、両国の統計的資料を用い比較を行いたい。なお、異なる国家間の統計比較には少なからぬ困難が伴うことは前提としつつ、必要な説明や調整を加えながら、類似の統計の比較を行うこととする。

二 日米における「家族の崩壊」状況

(1) 離婚・非嫡出子

アメリカの離婚率（人口千対）は、二〇一一年で三・六人である。⁽²³⁾ 全出生に対する非嫡出子率は、二〇一〇年で四〇・八％である。⁽²⁴⁾ 一方、日本の離婚率（人口千対）は、二〇一三（平成二五）年で一・八四人である。⁽²⁵⁾ 全出生に対する非嫡出子率は二〇一二（平成二四）年で二・二％である。⁽²⁶⁾

アメリカの離婚率は日本の約二倍であるが、非嫡出子率は約一八・五倍と大きな違いが見られる。

(2) 配偶者間暴力

アメリカの配偶者間における犯罪の認知状況について、全米事件報告システム（National Incident-Based Reporting System: NIBRS）に基づく警察統計によれば、二〇一〇年の配偶者間（事実婚・元配偶者間含）重大暴力認知事件の被害者数は一一万五一九八件であり、それに脅迫の被害者を加えると一三万五五三九件になる（表1）⁽²⁷⁾。なお、配偶者間暴力の認知件数を知ることができる警察統計であるNIBRSへの登録は、全米すべての法執行機関が行っている訳ではなく、この数値は、NIBRSに事件情報を報告した三五州とワシントンDCのデータから、千人未

〈表2〉 日本 2012年配偶者間
犯罪検挙件数

殺人	153
強盗	5
放火	58
強姦	3
暴行	2,121
傷害	2,168
傷害致死	15
脅迫・恐喝	199
窃盗	40
強制わいせつ	1
公然わいせつ	0
住居侵入	46
逮捕監禁	18
その他	144
計	4,982

出典：警察庁『平成24年の犯罪』

〈表1〉 アメリカ 2010年配偶者間重大暴力認知
事件被害者数

	配偶者 (事実婚含)	元配偶者
殺人・非過失致死	214	16
逮捕監禁	1,492	464
強姦	633	183
肛門口腔姦	66	8
道具姦	55	9
強制わいせつ	116	46
強盗	86	67
傷害	12,236	1,247
暴行	90,270	7,990
(脅迫)	13,897	6,444
計	119,065	16,474

出典：Easy Access to NIBRS: Victims of Domestic Violence, 2010 by U.S. Department of Justice Office of Justice Programs.

満の被害者数を報告した州分を除いた三三州分の数である。⁽²⁸⁾

日本の配偶者間における犯罪の検挙状況について、警察庁の統計によれば、二〇一二年の配偶者間（内縁含）犯罪の検挙件数は、四九八二件となっている（表2）。⁽²⁹⁾ 被害者数は統計上不明である。

両国の二〇一〇年の国勢調査による婚姻人口（アメリカで一億二九五〇万人、日本で六三七八万六千人）を前提に試算すれば、⁽³⁰⁾ アメリカの配偶者間暴力認知事件被害率は人口千人当たり一・〇五人、日本の検挙事件率は人口千人当たり〇・〇九件となる。

被害者数と検挙件数は異なる項目であるが、日本における被害者数が不明である為、あえて単純に比較すればアメリカが日本の一一・七倍となる。アメリカの統計は三三州分でかつ重大犯罪と脅迫に限った被

害者数であることを考慮すれば彼我の差はより大きいものと考えられる。

〈表3〉 アメリカ配偶者間
他殺被害人数

	夫	妻
2005	135	594
2006	123	567
2007	138	573
2008	119	577
2009	141	609
2010	110	603
2011	108	552
2012	96	498

出典：Crime in U.S. by FBI

〈表4〉 日本 配偶者間殺
人事件検挙件数

	夫	妻
2005	92	126
2006	62	117
2007	85	107
2008	74	126
2009	53	99
2010	70	114
2011	69	89
2012	60	93

出典：警察庁『平成17年の
犯罪』～『平成24年
の犯罪』

アメリカの配偶者間（事実婚含）の他殺（Homicide）認知事件死者数については、NIBRSより報告州が多い統一犯罪報告（Uniform Crime Report, UCR）のデータを用いることができる。これに基づくFBIの詳細他殺事件情報（Expanded homicide data）によれば、二〇一二年の配偶者間他殺による全米死者数は五九四人となっている（表3）⁽³¹⁾。なお、FBIの詳細他殺事件情報では、毎年全他殺事件の半数前後の割合が加害者と被害者の「関係不明（unknown）」となっており（他人、Strangerは別集計されているため、あくまでも「不明」の割合）、同年においても「関係不明」は五七五七人（四五・一％）という大きな割合を占めていることには留意が必要である。

日本における二〇一二年の配偶者間で起きた殺人検挙事件は一五三件であるが（表4）、日本の警察統計上、配偶者間検挙犯罪事件による死者の数は明らかではない。同年の日本における全殺人検挙事件数が九七九件、殺人事件による死者数が三九三人であることを前提に推計を試みれば（死亡率が四〇・一％）⁽³²⁾、配偶者間殺人事件一五三件

の推定被害者は六二・七人となる。それに検挙件数と死者数が極僅かしか違わない傾向のある傷害致死罪の一五件をそのまま加えると、配偶者間犯罪による死者数の推計値は七七・七人となる。

両国の配偶者間(元配偶者含む)他殺事件による人口十万人当たりの死亡率(二〇一〇年国勢調査による婚姻人口に基づく)は、アメリカ〇・四六人、日本〇・一二人とアメリカが日本の三・八倍になる。アメリカの統計において加害者と被害者の「関係不明」が四五・一%と半数近い割合を占めており、その中に一定の配偶者間他殺が含まれていると推測できることを考慮すれば、日米の配偶者間の他殺事件死者数の格差はより開くと考えられる。

(3) 児童虐待

アメリカの各種児童虐待統計のうち、日本との比較という観点から、我が国にも類似の統計が存在する全米児童虐待ネグレクトデータベース(National Child Abuse and Neglect Data System: NCANDS)のデータに基づく社会保険福祉省(HHS)の統計と、FBIによるNIBRSおよびUCRの詳細他殺事件情報の統計を取り上げて検討する。

NCANDSのデータに基づくHHSによる報告書Child Maltreatment 2012によれば、二〇一二年度の児童保護サービス(CPS)の報告対応件数は二〇九万九〇三七件で児童千人に対し四二・七件であり、児童虐待の被害児童数は六七万八八一〇人、未報告州分を補正した全米推計値で六八万六千人となっている⁽³⁵⁾。全米の推計値では二〇一二年度において、千人に九・二人の児童が虐待の被害にあっていることになる(以上、表5)。被害児童数は、二〇〇八年より一貫して減少傾向にある。

右の被害児童数は児童虐待の報告(referral)に対する選別(screening)と調査(investigation)の手続きを経て、

〈表5〉 アメリカ 児童虐待

年度	報告数	対応件数	被害数	被害率 <i>i</i>	全米推計 被害数 <i>ii</i>	死亡数	死亡率 <i>iii</i>	全米推計 死亡数 <i>ii</i>
2008	2,517,686	2,024,057	704,714	9.5	716,000	1,666	2.28	1,720
2009	2,694,067	2,000,508	693,485	9.3	702,000	1,685	2.30	1,740
2010	2,719,101	1,987,080	688,157	9.3	698,000	1,563	2.08	1,560
2011	2,824,372	2,047,167	676,545	9.2	688,000	1,545	2.11	1,580
2012	2,937,052	2,099,037	678,810	9.2	686,000	1,593	2.20	1,640

出典：HHS, Child Maltreatment 2012, (2003). *i* 児童人口1000人あたり

ii 報告がなかった州等（5～8）の分を推計で加えた人数（千以下は四捨五入）

iii 児童人口10万人あたり

虐待の事実が立証された事例のみに基づく数値である。⁽³⁶⁾ NCANDS に基づく公的統計上の虐待児童数が、こうした選別実証手続きを経たものであることはすでに先行研究によっても紹介されてきたが、⁽³⁷⁾ これまで我が国の先行研究において指摘されてこなかった注目すべき点は、Child Maltreatment 2009 (2010) からHHSの公式統計の一部の計上方法が変更され、被害児童数について unique count が採用されたことである。⁽³⁸⁾ unique count とは、同一児童に対する複数の虐待報告をまとめて一人分として被害児童数を計上した数であり、Child Maltreatment 2008⁽³⁹⁾も虐待児童数について duplicate count (同一児童に対する複数の虐待報告について報告毎にそれぞれ計上した数) に基づいた被害児童数を公表していたことを改めたものである。⁽³⁹⁾ 二〇〇五年から二〇〇九年の duplicate count と unique count の比較によれば、CPSの報告対応率で千人に七人弱から八人弱、被害児童率で千人に一人から〇・八人の減少という少なからぬ差異が生じている。⁽⁴⁰⁾ 児童虐待の実態をより正確に示す試みとして参考にすべき変更といえる。

日本の児童虐待に関する統計で、HHSの統計に性格が近いのは、厚生労働省による都道府県等の児童相談所等の報告に基づく児童虐待に関する相談対応件数を用いた統計である。都道府県等（政令市・中

〈表6〉 日本 児童虐待
相談対応件数

年度	相談対応件数
2008	42,664
2009	44,211
2010	56,384
2011	59,919
2012	66,701

出典：厚生労働省、「平成24年度福祉行政報告例の概況」

核市)の児童相談所及び市町村が報告した児童虐待相談対応件数に基づく厚生労働省の統計によれば、児童虐待相談対応件数は、二〇一二(平成二四)年度では六万六七〇一件である(表6)⁽⁴¹⁾。児童虐待相談対応件数は、厚生労働省が統計を取り始めた一九九〇年の一〇一件以来、毎年一貫して増加し続けている。我が国の二〇一二(平成二四)年一〇月一日現在の児童(一九歳未満)人口は総務省統計局による推計で二一三八万人であり、それをもとに計算すれば同年度において児童千人に三・一件の割合で虐待相談対応がなされたことになる。被害児童数に関しては、日本の統計上公表されていない現状にある。

行政機関による児童虐待対応に関して、二〇一二年度におけるアメリカの虐待報告対応件数は児童千人について四二・七人、日本の児童虐待相談対応件数は、三・一件の割合であり、単純に比較すれば、アメリカの報告対応件数が日本の相談対応件数の約一三・八倍になる。児童虐待による被害児童数については、我が国でそれに関する統計が公表されていないため、比較が不可能である。

アメリカの二〇一二年度における虐待の種類別内訳の割合(duplicate countにより、計一二七・五分となる)は、ネグレクトが七八・三%、身体的虐待が一八・三%、性的虐待が九・三%、心理的虐待が八・五%、医療ネグレクト(必要な医療を受けさせない)が二・三%、その他・不明が一〇・八%となっている⁽⁴³⁾。ネグレクトが児童虐待中大きな割合を占める傾向は以前より継続している⁽⁴⁴⁾。

日本の二〇一二(平成二四)年度における児童虐待の相談種類別対

応件数の割合は、身体的虐待が三六・六%、ネグレクトが三一・五%、心理的虐待が二九・五%、性的虐待が二・四%である。⁽⁴⁵⁾ 身体的虐待の割合が最も高く、続いてネグレクトの割合が高いという傾向は、一九九九年度より一貫している。⁽⁴⁶⁾

児童虐待の虐待種類に関して、アメリカと日本では傾向に顕著な相違があることがわかる。⁽⁴⁷⁾

アメリカにおける児童虐待による死亡事例の統計的数値はどうか。同じくHHSの統計によれば、児童虐待によって子供が死亡した人数 (unique count) は、二〇一二年度では一五九三人 (未報告州分を補正した推計値一六四〇人) である。⁽⁴⁸⁾ アメリカでは二〇一二年度に一〇万人に二・二〇人の児童が虐待により死亡している (表5)。二〇一二年度の虐待死一五九三人の虐待種別内訳 (duplicate count) により、計二五一分) 、ネグレクトが六九・九%、身体的虐待が四四・三%、医療ネグレクトが八・九%、心理的虐待が二・二%、性的虐待が〇・八%、その他二五%となっている。⁽⁴⁹⁾ アメリカの児童虐待における死亡事例の特徴は、児童虐待全体の傾向と同じく、ネグレクトによる死が七割弱という大きな割合を占めている点にある。

日本における児童虐待による死亡児童数は、厚生労働省が虐待による死亡事例を新聞報道等から抽出し、地方公共団体が把握した死亡事例と合わせ、地方公共団体に詳細を調査した結果が公表されている。その結果によれば、児童虐待によって子供が死亡した人数は二〇一一 (平成二三) 年四月から翌三月の一年間では心中以外の虐待死が五八人、親子心中による虐待死が四一人の計九九人となっている (表7)⁽⁵⁰⁾。我が国の平成二三年一〇月一日現在の児童 (一九歳未満) 人口は総務省統計局による推計で二一五四万九千人であり、⁽⁵¹⁾ それをもとに計算すれば同年度において一〇万人に〇・四六人 (心中による死を除けば一〇万人に〇・二七人) の児童が虐待によって死亡しているこ

〈表7〉 日本における児童虐待死

期間	虐待死数 (心中以外)	心中による 死亡数	計
2003. 7～2003. 12	25	—	25
2004. 1～2004. 12	50	8	58
2005. 1～2005. 12	56	30	86
2006. 1～2006. 12	61	65	126
2007. 1～2008. 3	78	64	142
2008. 4～2009. 3	67	61	128
2009. 4～2010. 3	49	39	88
2010. 4～2011. 3	51	47	98
2011. 4～2012. 3	58	41	99

出典：厚生労働省、「子ども虐待による死亡事例等の検証結果等について第九次報告」

とになる。

左の厚生労働省の統計によると二〇一二(平成二三)年度の心中以外の虐待死五八人の虐待種別内訳の割合は、身体的虐待が六五・五%、ネグレクトが二七・六%、不明六・九%となっている。死因となった虐待の種類についても身体的虐待が最も多く次いでネグレクトが続いているが、この傾向は当該調査開始より一貫しており、ネグレクトの占める割合は第一次報告以来常に一〇三割となっている。²²⁾

同年の児童人口一〇万人当たりの児童虐待による死亡率はアメリカが二・二〇人、日本が〇・四六人(心中死を除けば〇・二七人)であり、アメリカが日本の四・七九倍(日本の心中死を除けば八・一五倍)となる。死亡の原因となった虐待種別に関しても、アメリカでは日本に比してネグレクトの比率が極めて高い特徴がみられる。

アメリカの親による子に対する認知重大犯罪事件の被害にあった一八歳未満の子(養子舎)の数は、N I B R Sによると二〇一一年において三万四七二九人、脅迫を加えると三万九一八九人となる(表8)。以上の事件被害児童数は三三州分のものであるが、特に全米推計をせ

〈表9〉 2012年 日本児童虐待事件検挙件数

殺人	31(36) [13]
傷害	227
傷害致死	9
暴力行為	8
暴行	76
逮捕監禁	3
強要	2
強姦	33
強制わいせつ	33
児童福祉法違反	29
児童買春・児童ポルノ禁止法違反	14
青少年保護育成条例違反	4
保護責任者遺棄	9 [5]
重過失致死傷	1
学校教育法違反	1
現住建造物等放火	0
未成年者略取	1
計	472 (521)

出典：警察庁、「平成24年中における少年の補導及び保護の概況」
 ()：外数で無理心中
 []：外数で嬰兒に対する殺人・遺棄死

〈表8〉 アメリカ 2010年児童虐待重大暴力認知事件被害者数

殺人・非過失致死	103
逮捕監禁	1,281
強姦	1,306
肛門口腔姦	492
道具姦	332
強制わいせつ	3,654
強盗	15
傷害	5,095
暴行	22,451
(脅迫)	4,460
計	39,189

出典：Easy Access to NIBRS: Victims of Domestic Violence, 2010 by U.S. Department of Justice Office of Justice Programs.

ず、この数値を基にそのまま二〇一一年の全米児童人口七四七八万三八一〇人に照らして試算すれば、千人に〇・五二人の二八歳未満の子が親による重大犯罪と脅迫の被害にあっていることになる。日本の児童虐待犯罪の検挙事件数は、警察庁の統計によれば、二〇一二(平成

〈表10〉「家族の崩壊」に関する日米比較

	日本	アメリカ	日米差
離婚率 (人口千対)	(2013) 1.84人	(2011) 3.6人	1.96倍
非嫡出子率 (全出生中)	(2012) 2.2%	(2010) 40.8%	18.5倍
配偶者間犯罪率 (人口千対)	(2012) 0.09件	(2010) 1.05+人	11.7+ 倍
配偶者間犯罪死亡率 (人口十万対)	(2012) 0.12人	(2012) 0.48+ 人	3.8+ 倍
児童虐待行政対応率 (人口千対)	(2012) 3.1件	(2012) 42.7件	13.8倍
児童虐待被害率 (人口千対)	?	(2012) 9.2人	? 倍
児童虐待死亡率 (人口十万対)	(2011FY) 0.46人	(2012) 2.20人	4.97倍
親による子への犯罪率 (人口千対)	(2012) 0.03人	(2010) 0.52+ 人	17.3+ 倍

二四)年において四七二件であり、統計上は外数となっているが未遂を含む無理心中事件の三六件と、嬰兒に対する殺人(未遂含む)・遺棄事件の一三件を合わせれば五二二件となる(表9)⁵⁴。事件の罪種別被害児童数は統計上不明であるが合計被害児童数は四七六人であり、⁵⁵それに外数の心中被害五〇人と嬰兒殺被害一三人を合わせれば虐待

による被害児童は計五三九人となる。この被害児童数と右に挙げた二〇一二年の推計人口をもとに試算すれば、同年において千人に〇・〇三人が児童虐待事件の被害にあっていることになる。

児童虐待認知・検挙犯罪による児童千人あたりの被害率は、アメリカが〇・五二人、日本が〇・〇三人であり、アメリカが日本の一七・三倍となる。配偶者間暴力のところで述べたように、アメリカの統計は三三州分で、かつ重大犯罪と脅迫に限った事件数であることを考慮すれば彼我の被害率の差は、さらに大きいと考えられる。

(4) 「家族の崩壊」に関する日米比較

以上の検討を踏まえ、日本の家族が「アメリカ化」しているのかについて、整理してみよう(表10)。

アメリカの数値が児童虐待の報告件数以外については減少傾向にあることもあり、両国の差は縮まりつつある一方、両国の「家族の崩壊」状況には、やはり無視できない差異が存在しているように思われる。

両国で顕著な違いがみられるのは、非嫡出子の割合、配偶者間犯罪・親による子に対する犯罪についての認知・検挙件数である。また、死亡事件被害者数についても少なからぬ格差が存在している。配偶者間犯罪・親による子に対する犯罪の罪種にも特徴の差がみられ、特にアメリカにおける非嫡出子割合の高さと児童虐待におけるネグレクトの割合の多さは、我が国には見られないアメリカの特徴である。子どもを中心に家族を考える立場を採るならば、我が国における非嫡出子の割合の低さとネグレクトの少なさは「家族の崩壊」がまださほど進んでいないことを象徴する事実と考えられる。以上の比較を見る限りにおいては、我が国の家族が「アメリカ化」しているとは言い難い状況にあると解釈できるのではないだろうか。

三 児童虐待「相談対応件数」をめぐる問題

本稿の結論に進む前に、我が国の行政やジャーナリズムによって、「家族の崩壊」を象徴する数値として最も頻繁に紹介されている児童相談所等による児童虐待「相談対応件数」について述べておきたい。「相談対応件数」についてはすでに先行研究において批判的な指摘がなされてきており、例えば内田良は、同件数を虐待発生の増加に結び付けて理解することを批判し、「今日専門家の間では、相談件数の読み方には慎重な態度が示されている」と述べている。⁽⁵⁶⁾ 竹沢純子は「果たして公的統計は我が国の児童虐待の現状を的確にとらえ、また政策判断の基礎資料

として十分なものか」という問題意識を前提に、⁽⁵⁷⁾市町村が児童相談所と連携または送致した虐待相談がそれぞれ重複集計されている問題を指摘している。⁽⁵⁸⁾それらの指摘は正当なものと考えるが、さらに別の問題も存在する。

そもそも「相談対応件数」がいかなる基準により計上されているのかが不明瞭であるという問題である。

厚生労働省による相談対応件数統計の基となる、児童相談所及び市町村が提出する福祉行政報告例の記入要領等によれば、「虐待対応件数は、一件につき複数の計上は行わず、児童虐待相談を受理後、当該事例に対する対応方針が決定した段階で一件と計上することを基本とし、通告を受けて児童の安全を確認した結果、児童虐待事例ではなかったものは除く」とされている。⁽⁵⁹⁾

しかし、二〇〇九(平成二二)年二月から二〇一二(平成二四)年一月の期間に行われた総務省の行政評価によれば、一〇都道府県等の児童相談所及び市町村における虐待対応件数等の報告状況を調査したところ、「①児童虐待相談を受理した場合に1件と計上する「虐待対応件数」と、指導や措置等複数の対応をした場合はその合計数を計上する「対応件数のうち児童虐待相談の件数」(以下「対応の種類別件数」という。)の2種類の報告の違いを認識せず、いずれかの方法で双方を計上し、それぞれ同一の件数を報告しているもの(一〇都道府県等)②報告の対象外である過年度からの継続事例を含めて報告しているもの(児童相談所分は二都道府県等、市町村分は三都道府県等)③報告の対象外である児童虐待事例以外の件数を含めて報告しているもの(児童相談所分は五都道府県等、市町村分は七都道府県等)」という、調査対象となった全都道府県等において報告状況に問題が存在するさまざまな実態が明らかになっている。⁽⁶⁰⁾

総務省によれば、「記入要領等に十分な記載がないことにより、都道府県等の誤解を招き」「虐待対応件数等に係る各種データが的確に報告されていない」ことが原因としている。⁽⁶¹⁾児童虐待対応件数の不正確さに関する総務省の

指摘を裏付ける事実として、例えば埼玉県は、二〇一一（平成二三）年度の埼玉県とさいたま市の児童相談所における虐待通告受付件数を四五〇四件とし、それらのうちの一一八〇件が虐待なしとして対応したことを公表している。⁽⁶²⁾ そうであれば、定義上の対応件数は三三二四件となるはずであるが、厚生労働省は、同年における埼玉県とさいたま市の児童虐待対応件数として、それぞれ埼玉県三四六一件、さいたま市八九九件の計四三六〇件として公表している。⁽⁶³⁾ 少なくとも一一八〇人の「虐待なし」は、厚生労働省「対応件数」から本来除かれていなければならぬ数なのである。

さらに別の問題も存する。東京都による調査報告書『児童虐待の実態』によれば、東京都の児童相談所が「虐待」として対応した件数の中には、「虐待の危惧あり」が含まれている。⁽⁶⁴⁾ 同報告書における「虐待の危惧あり」の定義は、「暴力や「養育の放棄・怠慢」の虐待行為は明らかなものはないが「たいてしまいそう」「世話をしたくない」などの子どもへの虐待を危惧する訴えがあり、または状況などからそのおそれがあるもので、助言による指導等が必要なもの」とされている。⁽⁶⁵⁾ すなわち、児童相談所の相談対応において「虐待」とされる件数の中には、「虐待の危惧あり」、すなわち虐待被害者が存在しない相談対応件数が含まれることになる。同報告書による平成一七年度の調査では、「虐待の危惧あり」は二六〇件（全虐待件数中二一・五%）、⁽⁶⁶⁾ 平成一七年度の『児童虐待の実態Ⅱ』によれば、平成一五年度における「虐待の危惧あり」は三八六件（全虐待件数中二二・八%）と少なからぬ割合を占めている。⁽⁶⁷⁾

管見のところ、虐待重症度を五段階に分類する方法や、「虐待の危惧あり」を含めた各段階の定義や基準は、各自治体作成の児童虐待対応マニュアル・ガイド類ではほぼ同一のようである。福岡市、島根県、山形県のように東京都と同様、児童相談所等が「虐待の危惧あり」を「虐待」に計上している例も多く確認できる。⁽⁶⁸⁾ 一方、「虐待の危

惧あり」を「虐待あり」とは集計上別枠にして、「虐待あり」「虐待の危惧」「虐待なし」の三つに分類している広島市のような例も確認できる。⁽⁶⁹⁾ 児童虐待の実態の正確な把握のためには、広島市のような集計、公表方法が妥当であろう。

右の考察から言えることは、我が国の児童虐待被害児童数は、「相談対応件数」に比して、万の単位で少ない可能性が高いということである。

むすび

アメリカと日本における「家族の崩壊」状況には少なからぬ差が存していると考えられるが、それでも本稿が明らかにしたような彼我の差をいかに受け止めるかについては、論者による解釈の違いが存し得よう。特に、警察統計上の認知・検挙虐待事件の圧倒的格差とそれに比して小さい死亡事件の格差については、一方で彼我の「家族の崩壊」の本質的差異にも結び付けた解釈が可能であるが、他方で我が国における虐待暗数の多さ及び行政の消極性に結び付ける解釈も不可能ではない。

実際、我が国において虐待防止法が論じられる際、後者の視点に立つて、表面化した虐待の少なさについて暗数の存在を強調し、行政の予防的積極介入を説く傾向があるように思われる。確かに、一定の暗数は必ず存在しているだろう。しかし、暗数の存在とともに忘れられてはならないのは、常数の存在である。すなわち、人間が不完全な存在である以上、親密な関係において、いや、親密な関係だからこそ、一定の割合で「逸脱 (abuse)」は必ず発生する。常数まで予防すべく公権的介入を企図することは、不完全な存在に完全を求めることを意味するが、それは文字通り非人間的な社会状況を招来することになりかねない。

すでに述べたように、私的領域への公権的介入には、《家族から個人を救う作用》と《個人を救うために家族を破壊する副作用》の両者が同時に存在する。そうであるとすれば、まずは我が国の「家族の崩壊」状況について、より正確な把握を試みる必要があるであり、その現状把握に基づいて介入の程度を判断すべきであろう。アメリカにおいては、統計や犯罪被害調査の手法に見るべき発展がみられるが、介入の積極性についてアメリカに倣う前に、まず事態の正確な把握に関する手法についてこそ、アメリカに倣うべきである。不明瞭な統計の数値に基づいて一般的な危機意識を煽ることは、行政の資源を分散させることにもつながり、また、真に保護の必要な対象の発見を困難にすることにもなり得るのである。

もとより、私的領域に対しても法の介入が必要な場面が存在すること自体は否定すべくもないが、「家族の崩壊」への法的対応という手段が自己目的化することのないよう、冷静な現状把握と、慎重な法の運用が望まれる。

- (1) 我妻洋『家族の崩壊』一頁（文芸春秋、一九八五年）。
- (2) 同前五―一〇頁。
- (3) 池谷和子『アメリカ児童虐待防止法制度の研究』一二三頁（樹芸書房、二〇〇九年）。
- (4) 同前一二七頁。
- (5) 小島妙子『ドメスティック・バイオレンスの法』七七頁（信山社、二〇〇二年）。
- (6) 同前七九頁。
- (7) 同前七八頁。
- (8) 同前八一頁。
- (9) 多々良紀夫「高齢者の虐待について」『老年社会科学』二五巻三号、三四五頁（日本老年社会学会、二〇〇三年）。

- (10) 同前三四一頁。
- (11) 巻口勇一郎「家族病理・暴力の現代的構図と刑事法、司法福祉の発達——アノミイ、エゴイズム、夫婦間暴力、児童虐待、少年非行と社会的反応——」『常葉学園短期大学紀要』三四号、七一頁（常葉学園短期大学、二〇〇三年）。
- (12) 森田明『未成年者保護法と現代社会』第二版、一二九頁（有斐閣、二〇〇八年）。
- (13) 田村正博『全訂警察行政法解説』五五―五六頁（東京法令出版、二〇一二年）。
- (14) 田中成明「現代日本における社会統制の「法化」「非法化」——刑事法制への視座とその分析モデル——」『犯罪社会学研究』一九号、二一―三二頁（一九九四年、日本犯罪社会学会）。
- (15) 森田前掲註12）、二八九頁。
- (16) 同前二九四頁。
- (17) 筒井隆志「配偶者暴力防止法の今後」『立法と調査』三二〇号、八五頁（参議院、二〇一〇年）。
- (18) 警察庁生活安全局長「ストーカー行為等の規制等に関する法律等の解釈及び運用上の留意事項について」（丙生企発第三二号）、一五頁（二〇〇九年）。
- (19) 例えば、三枝有「児童虐待における刑事法の在り方」『中京法学』三七卷三・四号、二八六頁（中京大学、二〇〇三年）。
- (20) 巻口前掲註11）、七一頁。
- (21) 森田前掲註12）、四五頁。
- (22) 田村前掲註13）、五五頁。
- (23) U.S. Department of Health and Human Services Centers for Disease Control and Prevention, National Marriage and Divorce Rate Trends. http://www.cdc.gov/nchs/nvss/marriage_divorce_tables.htm (二〇一四年、一月一日閲覧)。
- (24) U.S. Department of Health and Human Services Centers for Disease Control and Prevention, National Vital Statistics Reports, 61 (1), 8 (2012).
- (25) 厚生労働省「平成二五年（二〇一三）人口動態統計の年間推移」、四頁（厚生労働省、二〇一四年）。

- (26) 政府統計「人口動態統計」 「出生」 「二〇一二年」 「嫡出子—嫡出でない子別にみた年次別出生数及び百分率」 http://www.e-stat.go.jp/SG1/estat/GL08020103.do?_toGL08020103_&listID=00000112798&requestSender=estat (二〇一四年 一月一日閲覧)。
- (27) U.S. Department of Justice Office of Justice Programs, Easy Access to NIBRS, Victims of Domestic Violence, 2010, <http://www.ojdp.gov/ojstatbb/ezanibrsv/asp/selection.asp> (二〇一四年一月一日閲覧)。
- (28) *Ibid.*
- (29) 警察庁『平成二十四年の犯罪』三三三六頁(警察庁、二〇一三年)。
- (30) U.S. Census Bureau, Statistical Abstract of the United States 2012, 52 (2012). 及び、総務省『平成二二年国勢調査』二二頁(総務省、二〇一二年)。
- (31) Federal Bureau of Investigation, Crime in the United States 2012 Expanded Homicide Data, <http://www.fbi.gov/about-us/cjis/ucr/crime-in-the-u.s/2012/crime-in-the-u.s.-2012/offenses-known-to-law-enforcement/expanded-homicide> (二〇一四年一月一日閲覧)。
- (32) 前掲註29) 三三五頁。
- (33) NCANDSは、児童虐待防止法虐待発見の報告義務を有する医師、看護師、教員、ソーシャルサービスカウンセラー、心理学者、薬剤師、デイケア提供者、少年保護観察員、HHS職員、矯正局員、検視官、激しく虐待もしくは養育放棄をされた子供とともに生活をする成人による、児童保護サービス(Child Protective Service, CPS) 機関への虐待報告や、ケースレベルの虐待対応状況のデータベースである。U.S. Department of Health and Human Services, Children's Bureau, Child Maltreatment 2012, ix (2013).
- (34) *Ibid.* at 7.
- (35) *Ibid.* at 19.
- (36) *Ibid.* at 6. 二〇一二年では全相談件数のうち、三八%の相談が除外されている。

- (37) 例えば、竹沢純子「児童虐待の現状と子供のいる世帯を取り巻く社会経済的状況」『季刊・社会保障研究』四五巻四号、三五五—三五六頁(国立社会保障・人口問題研究所、二〇一〇年)、池谷前掲註3)、二〇頁。
- (38) U.S. Department of Health and Human Services, Children's Bureau, Child Maltreatment 2009, 17 (2010).
- (39) *Ibid.* at 19.
- (40) *Ibid.* at 21.
- (41) 厚生労働省大臣官房統計情報部人口動態・保健社会統計課行政報告統計室『平成二四年度福祉行政報告例の概況』八頁、(厚生労働省、二〇一三年)。
- (42) 総務省統計局「人口推計」平成二四年一〇月一日現在。 <http://www.e-stat.go.jp/SG1/estat/List.do?tid=000001109855> (二〇一四年一月一日閲覧)。
- (43) U.S. Department of Health and Human Services, *supra* note 33) at 39–40.
- (44) *Ibid.* at xi.
- (45) 内閣府『平成二五年版子ども・若者白書』四九頁(内閣府、二〇一三年)。
- (46) 厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課「児童虐待防止対策について」四頁(厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課二〇一一年)。
- (47) アメリカのネグレクトの比率の高さは、非嫡出子の多さとの関連が推測されよう。
- (48) U.S. Department of Health and Human Services, *supra* note 33) at 52. なお、前年度の報告書においては、二〇一〇年の死者数が一五四六(一五八〇)人とされ、一七人少ない数字となっている。後に報告が追加されたか、誤記である可能性があるが、詳細は不明である。U.S. Department of Health and Human Services, Children's Bureau, Child Maltreatment 2011, 57 (2012).
- (49) U.S. Department of Health and Human Services, Children's Bureau, *supra* note 33) at 53.
- (50) 厚生労働省社会保障審議会児童部会児童虐待等要保護事例の検証に関する専門委員会「子ども虐待による死亡事例等の検証結果等について第九次報告」(厚生労働省、二〇一三年)。

- (51) 総務省統計局「人口推計」平成二十三年一月一日現在。 <http://www.e-stat.go.jp/SG1/estat/List.do?tid=000001088119> (1101四年一月一日閲覧)。
- (52) 厚生労働省前掲註50)、一三八頁。
- (53) U.S. Department of Health and Human Services, Children's Bureau, supra note 33) at 6.
- (54) 警察庁生活安全局少年課「平成二十四年中における少年の補導及び保護の概況」六七頁(警察庁、二〇一三年)。
- (55) 同前七二頁。
- (56) 内田良「児童虐待の発生をめぐるパラドクス」『愛知教育大学教育実践総合センター紀要』第一二号、二七〇頁(愛知教育大学、二〇〇九年)。
- (57) 竹沢前掲註37)、三四六頁。
- (58) 同前三五三―三五五頁。
- (59) 総務省「児童虐待の防止等に関する政策評価書」五五頁(総務省、二〇一二年)。
- (60) 同前五四頁。
- (61) 同前五六頁。
- (62) 埼玉県福祉子ども安全課「平成二四年度の県内児童相談所における児童虐待通告などの状況について」別表 <http://www.prefsaitama.lg.jp/uploaded/attachment/563394.pdf> (1101四年一月一日閲覧)。
- (63) 厚生労働省「児童相談所での児童虐待相談対応件数(対前年度比較、都道府県別)」 <http://www.mhlw.go.jp/stf/houdou/21-98520000037b58.att/21-98520000037ban.pdf> (1101四年一月一日閲覧)。
- (64) 東京都福祉局「児童虐待の実態―東京の児童相談所の事例にみる―」四頁(東京都福祉局、二〇〇一年)。
- (65) 同前九頁。
- (66) 同前八頁。
- (67) 東京都保健福祉局「児童虐待の実態Ⅱ―輝かせよう子どもの未来、育てよう地域のネットワーク―」一八頁(二〇〇五年、東

京都福祉局)。

- (68) 島根県『平成二二年度児童虐待相談補助統計』http://www.pref.shimane.lg.jp/life/child/kodomo/gyakutai/jidousoudansyo/jidousoudansyo.data/H23_hojo-tokei.pdf (二〇一四年一月一日閲覧)。福岡市子ども総合相談センター『福岡市子ども総合相談センター事業概要平成二一年版』三六頁(福岡市子ども総合相談センター、二〇〇九年)。山形県子ども政策室子ども家庭課『児童虐待相談事例調査分析報告書』五頁(山形県子ども政策室子ども家庭課、二〇一〇年)。
- (69) 広島市『児童虐待防止対策の推進について』三頁(広島市、二〇一二年)。

—こじま のぶゆき・上越教育大学人文・社会教育学系准教授—